



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（家賃、引越費用等）の支援を行います。



令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で次の要件をすべて満たす世帯。

- ①婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であること。
- ②申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- ③世帯の合計所得が500万円未満である世帯。
- ④他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- ⑤過去にこの制度に基づく交付を受けたことがないこと。
- ⑥町税等を滞納していないこと。
- ⑦夫婦ともに藤里町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団でないこと。



結婚に伴う住居の取得費および賃貸費、リフォーム費用、引越費用。
夫婦ともに**29歳以下**の世帯は、上記の対象費用合わせて、1世帯あたり**上限60万円**、それ以外の世帯は**上限30万円**。



申請方法や必要書類など詳しくは下記までお問い合わせください。

藤里町役場 総務課 企画財政係

TEL : 0185-79-2111 MAIL : kikaku@town.fujisato.lg.jp